



# Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

Service Tax (Amendment)  
Regulations 2024 –  
課税対象サービスの拡大

KPMG in Malaysia

---

27 February 2024

# Service Tax (Amendment) Regulations 2024 – 課税対象サービスの拡大



2024年2月3日に、課税対象サービスの拡大に伴うService Tax (Amendment) Regulations 2024 が交付されました。発効日は2024年2月26日であることに注意が必要です。拡大された課税対象サービスの要点を以下に取りまとめます。

## Group A – 宿泊施設

対象	変更前	変更後
Column 2 item (c)	宿泊施設内におけるその他のサービス提供	サービス提供者の管理下にある場所または事業所内におけるその他のサービスの提供

## Group B – 飲食

対象	変更前	変更後
Column 2 item (c)	施設内におけるスペースの賃貸サービス以外のその他のサービスの提供	サービス提供者の管理下にある場所または事業所内におけるスペースの賃貸サービス以外のその他のサービスの提供

### 考察:

- 宿泊施設や飲食施設の提供者に対する課税サービスの範囲が拡大され、それぞれの宿泊施設や施設の外であっても、サービス提供者の管理下において提供されるその他のサービスは、サービス税の対象に含まれることになりました。
- サービス提供者は、サービス税を適切に徴収すべく、提供する全てのサービスを早急に評価する必要があります。

## Group C – ナイトクラブ、ダンスホール、キャバレー等

対象	変更前	変更後
Column 1 item (1)(e)	-	カラオケ・センター
Column 2 item (a)	施設内のすべてのサービスの提供	全てのサービスの提供

### 考察:

- Group Cの課税対象者の範囲が、カラオケ・センターにも拡大されました。
- Group Cの課税サービスの範囲は、施設内に限定されないあらゆる種類のサービスを含むように拡大されました。
- サービス提供者は、サービス税を適切に徴収できるよう、提供する全てのサービスを早急に評価する必要があります

## Group E – ゴルフクラブ

対象	変更前	変更後
Column 2 item (d)(vi)	アルコールおよびノンアルコール飲料	食事、アルコールおよびノンアルコール飲料

## 考察:

- Group Eの課税サービスの範囲が、食品の提供または販売も含むように改正されました。
- ただし、現行においても、Group Eの課税対象サービスには、食事も含む広範なサービス提供が含まれているため、この改正は対象をより明確にするためのものと考えられます。

## Group G – プロフェッショナル

対象	変更前	変更後
Column 1 item 13	-	保守・修理サービスを提供する者
Column 2 item (g)(ii)	(除外規定) 以下に関するコンサルティング、トレーニングまたはコーチングサービスの提供 (A) マレーシア国外に所在する製品または土地 (B) (A)以外のマレーシア国外に関する事項	(除外規定) 以下に関するコンサルティングサービスの提供 (A) マレーシア国外に所在する製品または土地 (B) (A)以外のマレーシア国外に関する事項
Column 2 item (i)(iv)	保守管理サービス	[削除 – item (n) に移動]
Column 2 item (i)(v)	倉庫管理サービス	[削除 – Group J に移動]
Column 2 item (i)(xiii)	宗教、福祉、死別、埋葬、墓地、火葬、下水道、上水道、保健、輸送、観光、物流サービスを目的として、個人、政府機関、地方自治体、法定機関が提供する管理サービス。	宗教、福祉、死別、埋葬、墓地、火葬、下水道、上水道、保健、 <u>公共輸送</u> 、または観光サービスを目的として、個人、政府機関、地方自治体、法定機関が提供する管理サービス
Column 2 item (n)	-	保守管理、事後保全、予防保全、校正、調整、再調整、再構成、またはオーバーホールを含む、あらゆる保守または修理サービスの提供。 ただし、以下を除く (i) デベロッパー、共同管理団体、管理法人または住宅組合が提供する住宅用の土地または建物に関する維持管理サービス。 (ii) 住宅用建物の修理サービス

## 考察:

- メンテナンスまたは修理サービスを提供する者は、item (n) に規定される課税サービスを提供する場合、課税対象者となり、グループ G (item 13) のサービス税の登録義務が生じます。
- 従来、事後保全サービスはサービス税の課税対象ではありませんでしたが、今後は、管理の有無にかかわらずサービス税の課税対象となります。この拡大は、特に現在グループGに登録され、何らかの形で保守・修繕サービスを提供しているサービス提供者に大きな影響を与える可能性があります。
- マレーシア国外の商品、土地、その他の事項に関連するトレーニングやコーチングサービスに与えられていた除外規定が削除された。これは、国内サービスと輸入サービスの両方に対するサービス税の取り扱いに影響する可能性があります。
- 倉庫管理サービスは、グループGからグループJに再分類された。このようなサービスの提供者は、新しいグループ分けに応じて、自社のシステムを確実に更新する必要があります。この変更による重要な影響の一つは、新しいGroup JにはGroup Gにおいて認められている同一企業グループ内の免税措置がないため、同一グループ内の会社に提供される倉庫管理サービスには免税措置が適用されなくなることです。

## Group I – その他のサービス

対象	変更前	変更後
Item 3	Customs Act 1967の90条に定めるエージェント - 通関業務サービス	[削除 – Group J に移動]
Item 6	Postal Services Act 2012の10条に規定される配送サービス提供者 - 30kgを超えない文書や小包の配送サービス	[削除 – Group J に移動]
Column 2 Item 2(a)	通信サービス、および通信に関連するその他のサービス	通信サービス、およびデジタルサービスを含む、通信に関連するその他のサービス
Column 2 Item 12	金融サービスに関連する仲介および引受サービス	仲介および引受サービス。ただし、以下を除く。 (a) 個人が負担する医療保険に関する仲介、引受 (b) 個人が負担する生命保険に関する仲介、引受 (c) マレーシア国外の商品や土地等に関する仲介、引受

## 考察：

- 通関業務および小口配送サービスは、カテゴリーがGroup I からGroup J へ変更されました。当該サービスの提供者は、新しいグループ分けに応じて、自社のシステムを確実に更新する必要があります
- 課税対象となる仲介および引受サービスは適用範囲が拡大し、金融サービスに限定されなくなりました。この拡大について、法令でさらなる定義や明確化が示されない場合、広い範囲に影響が及ぶと考えられます。企業は仲介（例えば手配や交渉など）および引受サービスとみなされる可能性がある取引について、検証する必要があります。

## Group J – 物流サービス（新設）

課税事業者	課税サービス	登録基準
1. 以下を提供するすべての者 (a) 物流サプライチェーン管理サービス、倉庫保管または倉庫管理サービス、貨物輸送サービス、港湾および空港管理サービス、海上輸送サービス、航空輸送サービス、ワールドチェーンサービスのすべて、または一部を含むロジスティクス・サービス (b) 物品の配達、流通、輸送サービス (c) eコマースプラットフォーム利用した物品、書類、小包の配達、流通、輸送サービス（他人の代理を含む） (d) Postal Services Act 2012の10条に規定される配送サービス	(a) すべての物流サービス。ただし、以下を除く。 (i) 書類／小包の小口配送を含む、マレーシア国外の場所からマレーシア国外の場所への物品の配達、流通、輸送 (ii) 書類／小包の小口配送を含むマレーシア国内の最終の出国地点からマレーシア国外の場所への物品の配達、流通、輸送 (iii) 書類／小包の小口配送を含むマレーシア国外の場所からマレーシア国内の最初の入国地点への物品の配達、流通、輸送 (iv) 書類／小包の小口配送を含む、物品が航空機や船舶に搬入され、マレーシア国外に搬出されるまで、航空機または船舶から別の航空機または船舶への移送または荷下ろしを目的としてマレーシアの関税港または空港に到着した物品の配達、流通、輸送 (v) 書類／小包の小口配送を含む、物品が航空機や船舶に搬入され、マレーシア国外に搬出されるまで、航空機または船舶から関税倉庫、ライセンス倉庫または歳入庁長官が承認した倉庫等への移送または荷下ろしを目的としてマレーシアの関税港または空港に到着した物品の配達、流通、輸送 (b) 書類／小包の小口配送を含む、あらゆる配達、流通、輸送サービス。ただし、Group B：飲食の課税事業者とされる飲食業者による食品、飲料の配達を除く。 (c) Eコマースプラットフォームを利用した、書類／小包の小口配送を含む、あらゆる配達、流通、輸送サービス（他人の代理を含む）。ただし、Group B：飲食の課税事業者とされる飲食業者による食品、飲料の配達を除く。	500,000 リンギット
2. Customs Act 90条2項に定めるエージェント	通関業務サービス	Nil

## Group J – 物流サービス(続き)

### 考察：

1. Group J は新しい課税サービスであり、課税対象となるサービスは広く定義されています。このことから、物の移動を伴うあらゆる料金を適用対象とする意図がうかがえます。
2. Service Tax Act 2018の13条に基づき、サービス税の登録義務がある者は、登録義務が生じた月の翌月末までに、登録申請をしなければなりません。そのため、影響をうける企業は登録義務や徴収義務の検討を始める必要があります。
3. 物流サービスガイドラインに基づき、倉庫管理、小口配送、通関業務サービスの提供者として既に登録済の事業者がロジスティクス・サービスを提供する場合、発効日からサービス税を課さなければなりません。Service Tax (Amendment) Regulations 2024の発効日が2024年2月26日となっており、このサービス税の適用開始日について、マレーシア関税局からの更なる説明が待たれます。
4. 一段階課税の原則にしたがい、一定の条件を満たした場合、物流サービスも“B2B”免税の対象となります。物流サービスを提供する者が、同じ物流サービスを受領した場合、その受領したサービスに対するサービス税の支払いが免除されます。そのような免除を確実に受けるために、改正されたService Tax (Persons Exempted from Payment of Tax) Order 2018、およびそこに定められる条件を詳しく検討する必要があります。
5. 2024年2月7日に公表されたロジスティクス・サービスに関するガイダンス（ドラフト）については、こちらのニュースレターを参照ください。 [Link](#)

### その他

- Service Tax (Amendment) Regulations 2024の発効日は2024年2月26日となっている点は注意が必要です。影響をうける企業は取引内容を早急に検証し、システムの変更などを検討するとともに、適用拡大の影響について取引先と協議する必要があります。
- 新しい課税サービスに関しては、移行措置がとられています。一般論として、発効日より前に提供されたサービスは非課税となり、発効日以降に提供されたサービスが課税対象となります。しかしながら、発効日より前に支払いを受領した部分については、当該課税サービスが発効日以降に提供されたとしても、非課税として取り扱われます。
- 時間的猶予はありません。法令順守のために、早急に対応を図る必要があります。サポートが必要でしたら、KPMGまでご連絡ください。

# KPMG Offices

## **Petaling Jaya**

Level 10, KPMG Tower,  
8, First Avenue, Bandar Utama,  
47800 Petaling Jaya, Selangor  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +603 7721 3399  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Kota Kinabalu**

Lot 3A.01 Level 3A,  
Plaza Shell,  
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,  
88000 Kota Kinabalu, Sabah  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +6088 363 022  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Penang**

Level 18, Hunza Tower,  
163E, Jalan Kelawei,  
10250 Penang  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +604 238 2299  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Johor Bahru**

Level 3, CIMB Leadership Academy,  
No. 3, Jalan Medini Utara 1,  
Medini Iskandar,  
79200 Iskandar Puteri, Johor  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +607 266 2214  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Kuching**

Level 2, Lee Onn Building,  
Jalan Lapangan Terbang,  
93250 Kuching, Sarawak  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +6082 530 669  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Ipoh**

Level 17, Ipoh Tower,  
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,  
30450 Ipoh, Perak  
Tel: +603 7721 3388  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

## **Miri**

1st Floor, Lot 2045,  
Jalan MS 1/2,  
Marina Square, Marina Parkcity,  
98000 Miri, Sarawak  
Tel: +603 7721 3388  
Fax: +6085 321 962  
Email: [info@kpmg.com.my](mailto:info@kpmg.com.my)

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



[kpmg.com.my/Tax](https://kpmg.com.my/Tax)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.